

## 第2期京田辺市文化振興計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

### 1 本要領の趣旨

第2期京田辺市文化振興計画策定支援業務（以下「本業務」）について、企画提案を求め、各事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要事項を定めるものとする。

### 2 本業務の目的

本市では、「未来へつなぐ京田辺文化の創造」を基本理念とした「京田辺市文化振興計画」を平成27年度に策定し、文化振興に関する様々な施策を推進してきたが、現計画期間が令和7年度に終了するため、令和6年度より2カ年かけて第2期京田辺市文化振興計画を策定する。策定にあたっては、国及び府の上位計画や市の総合計画をはじめとする関係計画との整合を図るとともに、実態調査の実施や現状と課題の分析などを行い、効率的かつ効果的な計画策定を行うため、専門的な知見と豊富な経験・実績を有する事業者に委託するものである。

### 3 本業務の概要

- (1) 件名 第2期京田辺市文化振興計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第2期京田辺市文化振興計画策定支援業務 仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

### 4 委託上限額

9,726,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。  
令和6年度 5,126,000円  
令和7年度 4,600,000円

### 5 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、提出書類が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで資格がない者として取り扱うこととする。

- (1) 本市の令和4・5・6年度物品・役務等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札執行の日までの期間において、京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領（平成17年京田辺市告示第46号）に基づく競争入札参加資格の停止の措置を受けた者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

## 6 プロポーザルに関する日程等（予定）

区分	各期日	提出書類
公募開始	令和6年4月16日（火）	
質問受付期限	令和6年4月22日（月） 17時まで	質問書（様式第1号）
質問回答	令和6年4月25日（木）	
参加表明書等 提出期限	令和6年4月30日（火） 17時まで	参加表明書（様式第2号） 業務実績書（様式第3号） 会社概要書（任意様式）
提案書提出期限	令和6年5月17日（金） 17時まで	提案書表紙（様式第4号） 提案書（任意様式） 工程表（任意様式） 業務実施体制表（任意様式） 見積書（任意様式）
プレゼンテーション 審査	令和6年5月27日（月） 予定	
審査結果通知	令和6年6月3日（月） 予定	

## 7 質問方法等

- (1) 質問方法 メールで質問書（様式第1号）を提出すること。
- (2) 提出期限 令和6年4月22日（月） 17時まで
- (3) 回答方法 令和6年4月25日（木）までに本市ホームページに掲載する。

## 8 参加表明書の提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年4月30日（火） 17時まで
- (2) 提出方法 メールで提出すること。
- (3) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式第2号）
  - イ 業務実績書（様式第3号）
  - ウ 会社概要書（任意様式・A4版）

## 9 提案書の提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年5月17日（金） 17時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送で7部（正本1部・副本6部）提出すること。
- (3) 提出書類
 

次の書類を1部ずつまとめてA4版左2点綴じで提出すること。

  - ア 提案書表紙（様式第4号）※正本のみ押印すること。

- イ 提案書（任意様式）
- ウ 工程表（任意様式）
- エ 業務実施体制表（任意様式）
- オ 見積書（任意様式）※消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。  
業務内容ごとの積算内訳を記載すること。

(4) 提案を求める内容

- ア 仕様書との整合を十分に図り、本市の現状・課題及び社会情勢等を踏まえた業務に対する基本的な考え方
- イ 業務内容の具体的な実施手順（追加提案等も含む。）
- ウ 本業務の実施体制  
本業務を総括して担当する者の氏名、業務実績、経歴等を記載すること。  
本業務に携わる者の部署の名称・人数を記載すること。
- エ その他重要と考える項目や有効な手段

(5) 提案書等作成の留意事項

- ア 提案は1事業者1提案とする。
- イ A4版縦向き横書きを基本とするが、表現の都合により横向き又は縦書きとすることは差し支えないものとする。また、単色・カラーは自由とする。
- ウ 別冊資料の添付は不可とし、A3版の資料は折りたたんで綴じることができれば可とする。
- エ ページ数はA4版片面を1ページで換算し10ページ以内とし、A3版の片面はA4版2ページで換算する。なお、表紙及び目次は枚数に含まないものとする。
- オ 提案において、本市の作業、費用負担等が発生する場合は明示すること。

10 事業者の審査・選定方法

- (1) 本業務の審査・選定は、公募型プロポーザル方式により、本市が設置する「第2期京田辺市文化振興計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」）において実施する。
- (2) 4者以上から提案書の提出があった場合、本市担当課において提出書類による予備審査を実施し、上位3者を委員会の審査対象とする。
- (3) 審査委員は、提出書類、プレゼンテーション審査等を別紙「第2期京田辺市文化振興計画策定支援業務 公募型プロポーザル審査基準表」に基づき採点し、全審査委員の合計点が最も高い者から第1順位として順位を選定する。なお、最高合計点が同点の場合、見積金額が低い者を第1順位として選定する。
- (4) 合計点が満点の6割未満の者とは契約を締結しないものとする。
- (5) 提案書の提出事業者が1者の場合であっても委員会による審査を実施する。
- (6) 委員会・予備審査ともに、非公開とし、審査の内容及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

## 1.1 プレゼンテーション審査

(1) 実施予定日 令和6年5月27日(月)

(2) 場 所 京田辺市役所

(3) 実施方法

ア 提出した提案書を基にスライド等を用いて説明すること。

イ 審査会への出席者は3名以内とし、説明者は本業務に携わる予定の者とする。

ウ 説明時間は、各事業者20分程度とし、審査委員からの質疑を10分程度行う。

エ プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する。

オ プレゼンテーション審査は、非公開とする。

※ 予備審査結果(実施した場合のみ)及び審査会の時間等の詳細は、提案書を提出した事業者全てに別途通知する。

## 1.2 審査結果

審査結果は、委員会から1週間以内に参加事業者にもメールにて通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

## 1.3 契約に関する基本事項

(1) 優先交渉権者の決定

委員会での審査結果、第1順位に選定された事業者を優先交渉権者とする。なお、最高点の事業者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な事業者を優先交渉権者とする。契約交渉の結果、合意に至らなかった場合は、第2順位の事業者と契約の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、提案書に基づき契約を締結する事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。

(4) 契約締結予定日 令和6年6月中旬

(5) 支払条件 精算払い

## 1.4 その他

(1) 本実施要領、仕様書及び各様式は、本市ホームページからダウンロードするものとする。

(2) 参加する事業者は、提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

(3) 書類の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザルに係る全ての費用は、参加する事業者の負担とする。

(4) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とする。

- (5) 提出書類は返却しないものとする。
- (6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、提案書の提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 書類の提出後、記載内容の修正、変更又は追加は認めないものとする。ただし、やむを得ない理由による修正又は変更が生じた場合で、本市が承諾したものはこの限りでない。
- (8) 提案書の提出後に補足資料の提出を求めることがある。
- (9) 提案書の著作権は、各事業者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルの審査、議会報告等において必要と判断した場合、提案書の使用、複製及び公開を無償でできるものとする。
- (10) 提案書は事業者の選定を目的としたものであり、契約後の業務においては提案内容の一部の変更を求めることがある。
- (11) 本市が必要と判断した場合、本実施要領の一部を変更又は追加することができるものとする。

#### 1 5 問合せ先・提出先

京田辺市役所市民部文化・スポーツ振興課（担当：川本）

所在地 〒610-0393 京都府京田辺市田辺 8 0 番地

電 話 0774-64-1300

F A X 0774-64-1305

メール bunka@city.kyotanabe.lg.jp